



全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会
Benzodiazepine YAKUGAI Association

医師の処分に関する意見書

厚生労働省 医政局長 迫井 正深 様
同 医薬・生活衛生局長 鎌田 光明 様

令和2年8月27日

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会

情報提供人 代表 多田 雅史



代 表

多田 雅史



「患者・行政・医療者の三者の協力」
を表しています

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会
(Benzodiazepine YAKUGAI Association : BYA)

HP <https://www.benzodiazepine-yakugai-association.com/>
〒461-0001

愛知県名古屋市中区泉1-1-35
ハイエスト久屋5F 柴田・羽賀法律事務所
事務所TEL : 052-953-6011、多田携帯 : 080-1566-3428
E-mail crosstada@fuga.ocn.ne.jp

BYA-HP: <https://www.benzodiazepine-yakugai-association.com/>

* 本件へのお問合せは上記の携帯電話へお願いします。

前略

当会は、2017年11月に設立され、400名余の会員がいるベンゾジアゼピン系薬物（向精神薬）の副作用による被害者の会です。今回、国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「NCCC」という）の医師らについて、「医療に係る事件事例情報の取扱いに関する検討部会」報告書（平成15年4月15日、資料1）により、これらの医師の医道審議会における行政処分を求め、以下のとおり、ご意見申し上げます。

第1 趣旨

次のNCCCの医師2名（元職員を含む）に対して、医道審議会における行政処分を求める。

- (1) 大江洋史医師
- (2) 宮下光太郎医師



第 2 理由

(1) 「医療に係る事故事例情報の取扱いに関する検討部会」報告書（平成15年4月15日、資料1）の第1部 医療に係る事故事例情報の現状と活用の考え方の4. 個別事例への対応方針の（2）事故の発生予防・再発防止のための医療機関・医療従事者への対応において、次のとおり報告されている。

『医師等に対する行政処分については、明確な注意義務違反が認められる場合などの処分について、医道審議会において検討されているところであり、その検討を踏まえた対応が必要である。』

(2) 第1に示すNCCCに所属した医師の(1) 大江洋史医師及び(2) 宮下光太郎医師の両医師は、医療過誤訴訟【名古屋地方裁判所（平成25年（ワ）第5249号損害賠償請求事件、資料2）及び名古屋高等裁判所（平成29年（ネ）第322号損害賠償請求控訴事件、資料3）】により、処方薬物の重篤な副作用の説明義務違反及び依存性のある処方薬物の適切な減薬方法を実施すべき注意義務違反を認定され、NCCCには医療過誤事故の損害賠償金の支払いを命じる判決が確定している。

(3) したがって、上記の両医師に対して、医道審議会における行政処分を求めるものである。

草々

資料

1. 「医療に係る事故事例情報の取扱いに関する検討部会」報告書（平成15年4月15日）
2. 判決 名古屋地方裁判所（平成25年（ワ）第5249号損害賠償請求事件）
3. 控訴審判決 名古屋高等裁判所（平成29年（ネ）第322号損害賠償請求控訴事件）

以上